矢板市工場立地法準則条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（対象区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　この条例を適用する対象区域の範囲並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 区域の範囲 | 緑地面積率 | 環境施設面積率 |
| 第１種区域 | 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の準工業地域 | １００分の１０以上 | １００分の１５以上 |
| 第２種区域 | 都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域 | １００分の５以上 | １００分の１０以上 |
| 第３種区域 | 都市計画法第８条第１項第１号の用途地域の指定のない区域 | １００分の１０以上 | １００分の１５以上 |

注　第３種区域については、工場周辺住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域に限る。

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への算入割合）

第４条　緑地が工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第５条　特定工場の敷地が第３条の表に規定する区域又は同表に規定する区域以外の区域のうち２以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、同条の表に規定する区域のいずれかの区域の割合が最も高いときは当該区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第６条　特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　昭和４９年６月２８日に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場において、同日後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第３条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積は、工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「国準則」という。）（備考）１の二及び三並びに３の規定の例により算定した面積とし、この場合における読替えについては、次に掲げるとおりとする。

⑴　第３条の表第１種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）１の二中「０．２」とあるのは「０．１」と、国準則（備考）１の三中「０．２５」とあるのは「０．１５」と、国準則（備考）３中「０．２」とあるのは「０．１」と、「０．２５」とあるのは「０．１５」とする。

⑵　第３条の表第２種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）１の二中「０．２」とあるのは「０．０５」と、国準則（備考）１の三中「０．２５」とあるのは「０．１」と、国準則（備考）３中「０．２」とあるのは「０．０５」と、「０．２５」とあるのは「０．１」とする。

⑶　第３条の表第３種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）１の二中「０．２」とあるのは「０．１」と、国準則（備考）１の三中「０．２５」とあるのは「０．１５」と、国準則（備考）３中「０．２」とあるのは「０．１」と、「０．２５」とあるのは「０．１５」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。